

京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則13号

京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則の一部を改正する規則

京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第1条関係）

京都市野外活動施設京北山国の家利用許可申請書

(宛先) 指定管理者	年 月 日
申請団体の所在地	申請団体の名称及び代表者名
	電話 ー

京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則第1条の規定により次のとおり申請します。								
利用目的								
利用期間	年 月 日(曜日)	時 分から	年 月 日(曜日)	時 分まで (泊 日)				
利用人員	区分 性別	学齢に達しない者	小学校の児童	中学校の生徒	高等学校の生徒又は 高等専門学校の学生	その他の者	合 計	
	男	人	人 (うち就学援助を受けている者 人)	人 (うち就学援助を受けている者 人)	人	人	人 (うち就学援助を受けている者 人)	
	女	人	人 (うち就学援助を受けている者 人)	人 (うち就学援助を受けている者 人)	人	人	人 (うち就学援助を受けている者 人)	
	計	人	人 (うち就学援助を受けている者 人)	人 (うち就学援助を受けている者 人)	人	人	人 (うち就学援助を受けている者 人)	
利用施設	利用日	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	
	利用施設名	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	宿泊室 兼 研修室	芦生の山	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
		天童の山	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
		童子の山	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
		城 山	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
		芦見の山	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
		黒尾の山	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
	ベッドルーム	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	
会 議 室	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間		
広 場	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分		
利用料金	宿泊室兼研修室 (宿泊のための利用) 及びベッドルーム	学齢に達しない者、小学校の児童及び中学校の生徒	1, 000円× 人= 円					
		高等学校の生徒及び高等専門学校の学生	1, 500円× 人= 円					
		その他の者	2, 000円× 人= 円					
	宿泊室兼研修室 (宿泊以外の利用) 及び会議室	午前8時30分から正午まで	1, 500円× 室= 円					
		午後1時から午後5時まで	1, 700円× 室= 円					
		午前8時30分から午後5時まで	3, 000円× 室= 円					
		午後7時から午後11時まで	2, 000円× 室= 円					
付 属 設 備	石油ストーブ	宿泊室兼研修室及びベッドルーム			20円× 時間= 円			
		会議室			60円× 時間= 円			
合 計	円							
特別の設備の有無	無 ・ 有()							

備考1 「利用施設」欄の「午前」とは午前8時30分から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「午前・午後」とは午前8時30分から午後5時までを、「夜間」とは午後7時から午後11時までをいう。

2 「利用人員」欄の「うち就学援助を受けている者」とは、学校教育法第19条の規定による援助を受けている者と生計を一にする小学校(特別支援学校の小学部を含む。)の児童又は中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)の生徒のことをいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局指導部生徒指導課)